

保育所での与薬について

主治医からお子さんに処方された薬は本来その保護者が与えるべきものです。保育所では原則としてお子さんへの投与はいたしません。やむを得ない場合に限り、保育士が保護者から依頼を受けたくらいで対応します。保育所での薬の対応につきましては、薬物の取扱いは問題の起こる事も懸念されますので、保護者の協力のもと、万全を期していきたいと考えます。

つきましては、次の事項をご確認のうえ、ご協力よろしくお願ひいたします。

- ① 医師の診察を受けるときは、お子さんが保育所に通っていることを知らせ、**保育所では原則として薬の使用が出来ないこと**をお伝えください。その上で一日3回の薬を2回にしてもらったり、朝・夕食後・夜寝る前後等、飲ませる時間の変更も相談してください。
- ② 医師の指示によって処方されている薬に限ります。
- ③ 座薬・解熱剤・鎮静剤・塗り薬・市販の薬(点眼薬他)等は、一切お預かりできません。
- ④ 一回分のみ それぞれの薬に名前を記載のうえ、『与薬依頼書』を添えて、保育士に手渡して下さい。
- ⑤ 『与薬依頼書』がない場合や薬・書類に不備がある場合は、与薬できませんのでご了承ください。

キリトリ線

『与薬依頼書』

*保護者記入欄にご記入ください

保護者記入欄	与薬依頼日	令和 年 月 日
	保護者氏名	
	児童氏名	
	病院名	
	病名	
	薬の内容	抗生物質 ・ 咳止め ・ 風邪薬 ・ その他 ()
	薬の種類	内服薬 (粉 ・ 水薬)
	与薬時間	食前 ・ 食後 ・ 食間 (時)
保育者記入	受領者サイン	
	与薬者サイン	
	与薬日時	令和 年 月 日 時